

平成23年度企業年金税制改正に関する提言

平成22年7月29日

企業年金連合会

少子高齢化の進展を背景に公的年金がスリム化していくなかで、高齢期における所得保障としての企業年金には公的年金を補完する役割が求められている。

企業年金連合会では、厚生年金基金、確定給付企業年金及び確定拠出年金の三制度について制度別小委員会を設置し、各制度が抱える税制上の課題についてこれまで検討を行ってきた。

今般、三つの制度別小委員会における税制改正提言をもとに、平成23年度企業年金税制改正に関する提言を行なうものである。

1. 特別法人税の撤廃

企業年金制度は、はたらく人に対し将来の生活を保障するものであり、企業なくして企業年金制度は成り立たない。このため、制度の仕組みは企業にモチベーションを持たせるものでなければならない。

また、諸外国を見ても、年金課税が拠出金や積立金に行われることは原則なく、積立金に課税する特別法人税の存在は、確定拠出年金や確定給付企業年金などの企業年金の新規導入や適格退職年金からの移行の際の障害となっている。すなわち、課税制度の存在そのものが、企業にとって大きな足かせとなり、また、万が一、課税が復活されるようなことになれば、はたらく人のための企業年金制度が崩壊しかねない。

以上から、特別法人税については、即刻撤廃を提言する。

2. 確定拠出年金に関する税制の改善

確定拠出年金（以下「DC」という。）制度の加入者数は今や中小企業退職金制度のそれを上回り、企業の退職給付制度の一翼を担う制度に成長しているが、制度上、いくつかの制約があり、その使い勝手を悪くしているとの指摘が強い。DC制度の普及と発展のため、次のような措置を講じることを提言する。

(1) 法案化されている事項の早期実現

法案化されている以下の から の事項を早期に実現する。

企業型DCにおける加入者拠出の容認（マッチング拠出）

60歳以上の厚生年金被保険者へDCの適用

中途脱退者の脱退一時金受取要件の緩和

(2) 拠出限度額の見直し

他の企業年金を実施している場合の拠出限度額は、制度、給付水準にかかわらず一律に2分の1とされているが、この取扱いは、複数の企業年金制度を併用した自由な給付設計を行う上での障害となっている。

また、マッチング拠出が実現した場合にも大きな影響を及ぼすことから、他の企業年金制度の併設の有無にかかわらず、拠出限度額を一本化する。

(3) 脱退一時金受取要件等の緩和

脱退一時金の受取要件については、その単純化及び条件緩和すべきである。また、外国人の帰国に伴う資格喪失に際して、脱退一時金受取を認めることを検討する必要がある

(4) 加入者範囲の拡大、掛金拠出ルールの緩和

加入者の転退職時の状況によってはDCに再加入できないため、

資産形成を中断せざるを得ない状況が生じている。また、企業型DCへの加入を忌避する要因、自動移換者増の遠因になっていることから、確定給付型の企業年金を実施している企業に勤める会社員、専業主婦等が個人型DCに加入できるようにする。

また、マッチング拠出（加入者拠出）が実現した場合には、合わせて個人型DCにおける事業主の掛金拠出（上積み）を可能とする。

(5) 制度間ポータビリティ、制度変更に伴う資産移換の選択肢の拡充

ポータビリティ制度を実効性のあるものにするための以下のから の事項を実現する。

中途退職者の個人別管理資産の企業年金連合会が実施する通算企業年金への移換

企業年金のポータビリティの範囲に中途退職や解約より分配金として受けた適格退職年金の資産及び中途退職に伴う退職一時金を含めるとともに、中小企業退職金共済、特定退職金共済からの受取金をポータビリティの範囲に加えること

退職一時金制度からDCへの資産移換を伴う制度設立時の一括移換

中小企業退職金共済への加入要件を満たさなくなった場合における中小企業退職金共済からDCへの制度変更

企業合併や退職給付制度の再編等に伴う中小企業退職共済等からの事業所脱退時のDCへの資産移換

(6) 労使合意による運用商品の除外

運用商品の除外は、当該商品を保有する全ての加入者の個別同意を必要としているが、現実的に困難となっている。加入者等の権利を尊重しつつも運用商品の除外を可能とすることは制度運営上の重要な課題であり、適切な運用商品群を提示することは事業主の役割である。

また、除外要件緩和が短期的に困難である場合には、新規の買い付けのみを凍結するような取扱いを認めることもあわせて検討する必要がある。

以上

制度別小委員会における税制改正提言

厚生年金基金小委員会	P 1
確定給付企業年金小委員会	P 2 ~
確定拠出年金小委員会	P 4 ~

平成22年7月23日

厚生年金基金税制改正に関する提言

政策委員会厚生年金基金小委員会

年金積立金に課税する制度は諸外国に例がなく、企業が年金制度を採用し、維持する際の大きな足かせとなり、課税復活により、企業年金の財政が悪化し、はたらく人の老後の生活原資確保に重大な支障をきたす。よって、本小委員会は、制度の廃止を含め、年金税制全体の検討の中で見直すべきであることをここに提言する。

なお、給付時の課税については、社会保障全体の中で年金制度の果たしている大きな役割に十分に配慮し、公的年金等控除の縮小を行わないよう併せて提言する。

平成 22 年 6 月 22 日

確定給付企業年金税制改正に関する提言

政策委員会確定給付企業年金小委員会

はたらく人の年金受給権保護と企業内の労使自治を柱とした確定給付企業年金制度が施行されて、9年目を経過しようとしている。この間、代行返上に伴う制度移行、平成 24 年 3 月末で廃止となる適格退職年金からの制度移行などによって、現在 8,200 を超える企業ないし企業グループが確定給付企業年金を運営している。

確定給付企業年金の実施企業については、昨年までの未曾有の経済危機からの回復途中にあり、経営環境は依然としてきわめて厳しく、今後さらに経営の一層の合理化・効率化を進めていくことが予想される。

一方で、少子高齢化の進展を背景に、累次の制度改正により公的年金の所得代替率は低減してきており、企業年金には公的年金を補完する役割が益々求められている。よって、企業年金の機能強化及び企業年金の永続的な存続が可能となるような対策を、政府が積極的に講じていくことが喫緊の課題と考えられる。

確定給付企業年金小委員会では、確定給付企業年金制度における諸課題について検討を重ねてきたところであるが、今般、税制について検討し、特別法人税に関しては、以下の理由により撤廃すべきという結論に達したので、ここに提言する。

公的年金の補完的役割・機能が益々増大する企業年金

はたらく人が企業を退職した後に豊かな生活を送るためには、企業年金は不可欠な存在となっている。そして、「強い社会保障」を実現していく上でも、企業年金制度の役割は大きくなっている。

したがって、はたらく人の老後生活保障に重要な役割を果たしていく企業年金制度の存続と発展のために、税制をはじめとする様々な機能強化策を、政府は講じていくべきである。

「拠出時・運用時非課税、給付時課税」が原則

年金税制については、諸外国と同様、給付時に課税することにより、拠出時及び運用時は非課税という原則に立ち、課税のあり方を考えるべきである。

年金積立金を対象とした「特別法人税」は撤廃すべき

企業年金制度は、はたらく人に対し将来の生活を保障するもので、制度の仕組みは、加入者・受給者及び企業にモチベーションを持たせるものでなければならない。

万が一、課税が復活されることとなれば、加入者・受給者に対する給付額の大幅な減少や企業の掛金負担の大幅な増加となり、企業の競争力の低下にも繋がることとなる。したがって、特別法人税については、即刻撤廃すべきである。

平成22年7月16日

確定拠出年金税制改正に関する提言

政策委員会確定拠出年金小委員会

2010年3月末の段階で、確定拠出年金加入者数が適格退職年金の加入者数を上回った。確定拠出年金制度は、すでに中小企業退職金制度も上回り、確定給付企業年金、厚生年金基金に並んで企業の退職給付制度の一翼を担う制度に成長したといえよう。

景気情勢が不安定な昨今、確定拠出年金制度の役割は今後ますます高まっていくものと期待される。後発的な積立不足が生じないことは企業の退職給付制度選択にとって魅力的な要素となっているし、事後的な給付減額を受けない制度であることは受給権保護の体制が整った制度として加入者にも再認識されているところである。会計基準の見直しの動向等によっては、企業の退職給付制度存続のため重要な選択肢となる制度といえる。

ところが、現行の確定拠出年金制度はいくつかの制約があり、その使い勝手を悪くしているとの指摘が強い。企業による制度の採用はもちろん、加入者による制度の活用においてもハードルがあり、時代に即応した改善が急務となっている。

企業年金連合会政策委員会確定拠出年金小委員会では、加入者と実施事業主の立場から制度の発展に寄与すると考えられる税制改正要望事項について議論を行い、以下のとおり取りまとめた。

確定拠出年金制度の普及と発展のため、税制改正を伴う次のような措置を講じることを提言する。

1．特別法人税の課税措置の撤廃

民間における老後資産形成を促進させるためには、企業年金制度の課税について、その優遇措置が欠かせないところである。特に拠出時非課税、運用時非課税、給付時課税の原則を確立することが資産形成を効果的に行わせるために重要である。よって、現在の運用時課税たる特別法人税の制度は撤廃すべきであると考える。

近年の資産運用環境はきわめて不安定な状況にあり、ほとんどの確定拠出年金加入者は十分な運用利回りを安定的に確保することができていない。元本割れの状況にある者も少なくないとされる（格付投資情報センターの調査によれば、本年3月末時点で40%弱の加入者が元本割れの状態にあるとされる）。

特別法人税は運用成果にかかわらず資産額に対して一定率の課税を行うものであり、すべての加入者の利回りをさらに低下させることが大きな問題である。また、資産残高の大きいほど課税額も増えることから、年金生活直前者（あるいは年金受給権者）ほど課税額が高くなり、確定拠出年金の老後資産確保に不安を生じさせるおそれがある。

特別法人税の考え方は、必ず元本を上回る金利収入が得られることを前提としており、またその金利設定も高金利時代に想定されているものであり、現在の環境に適合しているとは言い難いものである。

仮に平均掛金額にあたる約11,200円（厚生労働省企業年金研究会第11回資料より）を38年間積み立てれば562万円の積立額となる（利回りは年0.5%と仮定）特別法人税の課税を行うと447万円と残高は約20%も目減りし、元本を下回ることになる。（別紙参照）

特に確定拠出年金制度の加入者は特別法人税を課税された経験がないこともあり、課税再開に当たっては大きな混乱が生じることも懸念される（個人型確定拠出年金の加入者およびマッチング拠出実現後の本人掛金分は、自身の所得から掛金を捻出しながら、「法人税」を課されるという現象も生じることになり、より大きな混乱が懸念される）。

また、中高齢の会社員及び年金受給者に関しては、高いリスクを取りにくく安定的な運用を選択する可能性が高い（期待利回りが低くなる）が、多額の特別法人税を毎年度課され、資産額が大幅に減少するという問題も生ずる。

よって、特別法人税については、その課税措置を撤廃するべきである。

2．現段階で未成立の法案の早期成立、早期施行

確定拠出年金制度について、以下の事項が盛り込まれた法律案が国会に提出されていたが、通常国会の会期中に成立に至らず継続審議となっている。

「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年

金法等の一部を改正する法律案（年金確保支援法案）」に含まれているもの（平成 22 年 3 月に法案提出）

ア）企業型確定拠出年金における加入者拠出の容認（マッチング拠出）

イ）60 歳以上の厚生年金被保険者へ確定拠出年金制度の適用を可能とすること

ウ）中途退職者が脱退一時金を受けられる要件を緩和すること

エ）住所不明者への連絡を取るため、住基ネットの利用を可能とすること（企業年金連合会を介す）等

それぞれ、企業年金連合会としても下記の理由により、要望を行ってきたものである。

ア）企業型確定拠出年金における加入者拠出の容認（マッチング拠出）

現行の企業型確定拠出年金においては事業主拠出掛金のみが容認されており、加入者が自らのライフプランや運用計画に応じて追加資金を投入することが認められていない。加入者拠出掛金が容認されることは、加入者の利便性向上に有益であると考えられる。

イ）60 歳以上の厚生年金被保険者へ確定拠出年金制度の適用を可能とすること

現行の制度では 60 歳到達により企業型確定拠出年金の加入資格が喪失されてしまう。継続雇用、定年延長、60 歳年度末退職などが広く行われている実態に対応できる制度とすることが加入者のメリットになると考えられる。

ウ）中途退職者が脱退一時金を受けられる要件を緩和すること

現行の制度では、個人型確定拠出年金に加入できない者のみが脱退一時金の受取要件に該当する。個人型確定拠出年金に加入しうる者であっても拠出を継続することのできない者にも脱退一時金の受取要件を緩和することが必要と考えられる。

いずれも事業主および加入者に期待されている制度改正項目が実現の寸前まで来ていながら法案未成立となっている。政権交代前にもほぼ同様の法案が提出されていたが廃案となっており、その成立は確定拠出年金に携わるすべての関係者の悲願にもなっている。国民の老後資産形成の安定を図るための法案が政争に巻き込まれ十分な審議の機会を得られないことはきわめて遺憾である。一日も早い成立、施行が望まれる。

3. 確定拠出年金制度を採用する事業主と加入する加入者のための 制度の利便性の向上

確定拠出年金制度は、創設からまもなく 9 年を迎えようとしているが、未だなじみの浅い新しい制度である。確定給付型の企業年金制度と考え方の異なるところも多く、その使い勝手の向上をはかるため、細やかな改善取り組みの継続が重要である。

制度を採用し責任を負う事業主と、制度に加入し自ら運用指図を行う加入者のため、制度の利便性を向上させるであろう、以下の項目の改善が望まれる。

(1) 拠出限度額の見直しについて

a) 拠出限度額の見直し（特に一律2分の1の取り扱い見直し）

企業型確定拠出年金制度については、拠出限度額が引き上げられた（平成22年1月より、月額51,000円）。

しかし現場の課題として、他の企業年金制度を実施している場合、その制度内容にかかわらず一律に拠出限度額が2分の1とされる取り扱いがあげられる（他の企業年金制度の給付水準にかかわらず拠出限度額は月額25,500円になる）。各社、各制度により給付水準はまちまちであり、複数の制度を併用して、自由な給付設計をする際の障害のひとつとなっている。

また、企業型確定拠出年金における加入者拠出（マッチング拠出）が実現した際にも、この2分の1規定が大きな影響を及ぼしかねない。本人の自助努力による拠出可能枠も一律に半減することになるからである。

他の企業年金制度の併設の有無により拠出限度額を一律2分の1とする取り扱いを取りやめ、拠出限度額を月額51,000円に一本化することが必要である。

なお、企業の負担能力は無尽蔵ではない。限度額が一本化されたからといって、金持ち優遇になるような懸念はない。

b) 加入者拠出制度の加入者拠出枠の拡大

法案は継続審議となっているが企業型確定拠出年金制度における加入者拠出を認めることが予定されている。しかし、法案における加入者拠出掛金は、(1)事業主拠出掛金との合計で拠出限度額を超えないこと、(2)事業主拠出掛金額を超えないこと、の2つの要件を満たす必要がある。前者は老後資産形成意欲の高い中高齢者の掛金拠出枠を制約し、後者は若年層の掛金拠出枠が僅かなものにとどめるおそれがある。

制度が複雑であると企業の事務負担も大きくなり、企業が採用に消極的になる可能性もある。企業型確定拠出年金制度における加入者拠出制度については、事業主拠出掛金の額にかかわらず、全ての世代において一定額の範囲で加入者拠出が行えるような姿が望ましい。法案成立後も、引き続き加入者拠出枠の拡大に取り組んでいただきたい。

(2) 脱退一時金受取要件の緩和（および個人別管理資産額の一部解約）

現行の確定拠出年金制度は老後資産形成の支援を目的としており、原則として60歳まで受け取れないものとしている。その意義と役割を否定するものではないが、わが国の退職給付制度が退職一時金制度に由来している以上、脱退一時金の受取要件緩和は避けては通れない課題のひとつである。

倒産・解雇等による予期せぬ失職は景気が不安定な近年、その可能性が高まっている。こうした際に一時金として受けられる退職金の存在が、雇用保険の失業給付とともに大きな生活の支えとなっていることも事実である。しかし確定拠出年金制度では、眼前の生活に困窮しながら、多額の資産が確定拠出年金の口座にあるというような現象が起こりうる。

また、現行の脱退一時金受取要件はその条件が複雑であり、説明を行う事業主側にも中途退職者側にも負担となっている。受取条件はできる限りシンプルで分かりやすいことが望ましい。

もし、マッチング拠出が実現の運びとなれば、加入者が自ら掛金を拠出することになるが、脱退一時金受取の要件が厳格に過ぎると、老後資産形成のためのみにしか積立ができないことになり、事業主および加入者がその制度活用を忌避することも考えられる。

審議中の法案にも脱退一時金受取要件の緩和が含まれているが、制約の厳しく複雑であることには変わりがない。脱退一時金の受取要件については、その単純化および条件緩和の検討が必要である。一定額（例えば 50 万円以下）については、資産額や退職後の進路によらず退職時に一時金として受けられる制度とするべきである。

また、全額の脱退一時金受取が難しい場合であっても、経済的困窮や病気療養等を理由とした部分的な解約、貸付制度の創設の検討が喫緊の課題である。

その他、外国人の帰国に伴う資格喪失に際して、脱退一時金受取を認めることを検討する必要がある。近年外国人労働者が増えているが、帰国する際、確定拠出年金の資産は受け取れず、60 歳まで日本国内で資産運用を継続しなければならない者が少なくない。本人にとっても不利益であり、60 歳到達時に住所不明者となることも懸念される。中長期的には自国の確定拠出年金制度がある場合は通算制度の実現も期待されるが、当面は外国人の脱退一時金受取の制度創設で対応すべきではないだろうか。

(3) 加入者の範囲、掛金拠出ルールの緩和

a) 加入者範囲の拡大

現行の確定拠出年金制度の問題として、働き方などにより制度に加入し得ない国民層の存在することがあげられる。具体的には確定給付型の企業年金を有する企業に勤める厚生年金被保険者（約 1,000～1,300 万人）、被用者年金加入者の被扶養配偶者（いわゆる専業主婦、国民年金の第 3 号被保険者、約 1,000 万人）、共済年金加入者（約 450 万人）は個人型確定拠出年金に加入することができず、多くの国民が制度を利用できない状態にある。

確定拠出年金制度の大きなメリットとして、その資産についてポータビリティを行使しながら、60 歳まで引き続いて資産形成を行えることがある。しかしながら、上記の国民は転退職時に資産形成を中断せざるを得ない立場におかれている（個人型の運用指図者として資産運用のみ継続）。こうした複雑な仕組みは加入者に制度を分かりにくくさせており、自動移換者増大という社会的問題を招く一因となっている。また、企業型確定拠出年金への加入選択をできる従業員が、将来加入できなくなる可能性のあるため加入を忌避する要因ともなっている。いずれも国民の老後資産形成に不安を残すおそれがある。

確定給付型の企業年金制度を実施している企業に勤める厚生年金被保険者の、個人型確定拠出年金加入については、すでに税制改正要望が行われているが（平成 20 年度要望）

その実現に至っておらず、引き続きその実現に向けて検討する必要がある。

また、専業主婦等も制度に加入できるようにするなどの加入者範囲の拡大も併せて必要となっている。

b) 掛金拠出ルールの緩和

ところで、確定拠出年金制度においては企業型においては事業主のみ掛金拠出が可能で、個人型においては加入者本人のみ掛金拠出が可能となっているが、マッチング法案が実現すれば企業型において本人も掛金拠出が可能となる。

個人型確定拠出年金においても、事業主が掛金を上積みするような見直しも検討をお願いしたい。特に中小企業の従業員の老後資産形成を支援することができ、広く国民が制度の恩恵に浴する効果が期待できる。

(4) 制度間ポータビリティの拡充

確定拠出年金制度は転退職に伴って資産の移換を行い、掛金の拠出と資産運用を継続していくことが重要であり、実効性のあるポータビリティ制度が欠かせない。自動移換者の増加はこうしたポータビリティが有効に機能していない可能性を示唆している。以下のような改善が必要となっている。

a) 加入者にとってのポータビリティ拡充

第1に、企業型確定拠出年金の中途退職者の個人別管理資産について、企業年金連合会が実施する通算企業年金への移換を可能とすることが望まれる。少額資産を個人型確定拠出年金で運用する場合、手数料以上の運用益を稼ぎ出すことが難しく、資産を目減りさせてしまうためである。

第2に、加入者が利用できる企業年金制度のポータビリティの範囲に、適格退職年金や退職一時金の資産を含めることが望まれる。これらの受取資産を確定拠出年金へ移換することができれば、さらなる老後資産形成に寄与すると考えられる。また、中小企業退職金共済、特定退職金共済からの受取金についても同様にポータビリティの範囲に加えることをお願いしたい。

b) 制度変更に伴う資産移換

第3に、退職一時金制度から確定拠出年金へ資産移換を行う場合、一括移換の容認が必要である。現行法においては4～8年度の分割移換が求められているが、分割移換は企業会計上も煩雑な処理を求められるうえ、加入者にとっても混乱をきたす要因となっている。また、企業が利益隠しの方便として一括移換を行うことは考えにくい(むしろ会社が出せない外部積立の制度に退職給付資産が移換され保全されることは望ましい)。

第4に、企業の成長により加入要件を満たさなくなった中小企業が、中小企業退職金共済を脱退する際に、資産移換を伴う形で企業型確定拠出年金へ制度変更の実施ができるようにすることが必要である。いったん確定給付企業年金へ移行し、さらに確定拠出年金に制度変更するような労力は無駄が大きいと考えられる。もともと中小企業退職金共済の受

給権管理は確定拠出年金に近く、親和性も高いと考えられる。

第5に、企業の合併、退職給付制度の再編等に伴い事業所脱退せざるを得ない場合に、加入者の資産を確定拠出年金へ移換可能とすることが必要である。中小企業退職金共済からの資産移換、厚生年金基金からの資産移換が想定される。企業は存続しているにもかかわらず、事業所脱退により、結果的に従業員が一時金受取を選択することになるが、このことは国民の老後資産形成を促進させるべき見地からも大きな問題である（厚生年金基金については勤続10年未満の場合には企業年金連合会に基本年金を移換し、加算年金を確定拠出年金に移換する方法がある。事業所単位で行うことはできない）。老後資産形成に支障が生じない仕組み作りを期待する。

(5) 労使合意をもって運用商品の除外を可能とすること

現行の制度では、運用商品の除外は当該商品を保有する全ての加入者の個別同意を必要としている（確定拠出年金法第26条）。これは昨今の個人情報保護のあり方を鑑みても、また運営管理機関の個人情報管理規程においても、現実的に困難となっている。

法律の制定当時は加入者保護の見地から設けられた規定であったろうが、現在ではむしろ、加入者のために明らかに不利益となるであろう商品を除外することさえ困難にしている状況にある。

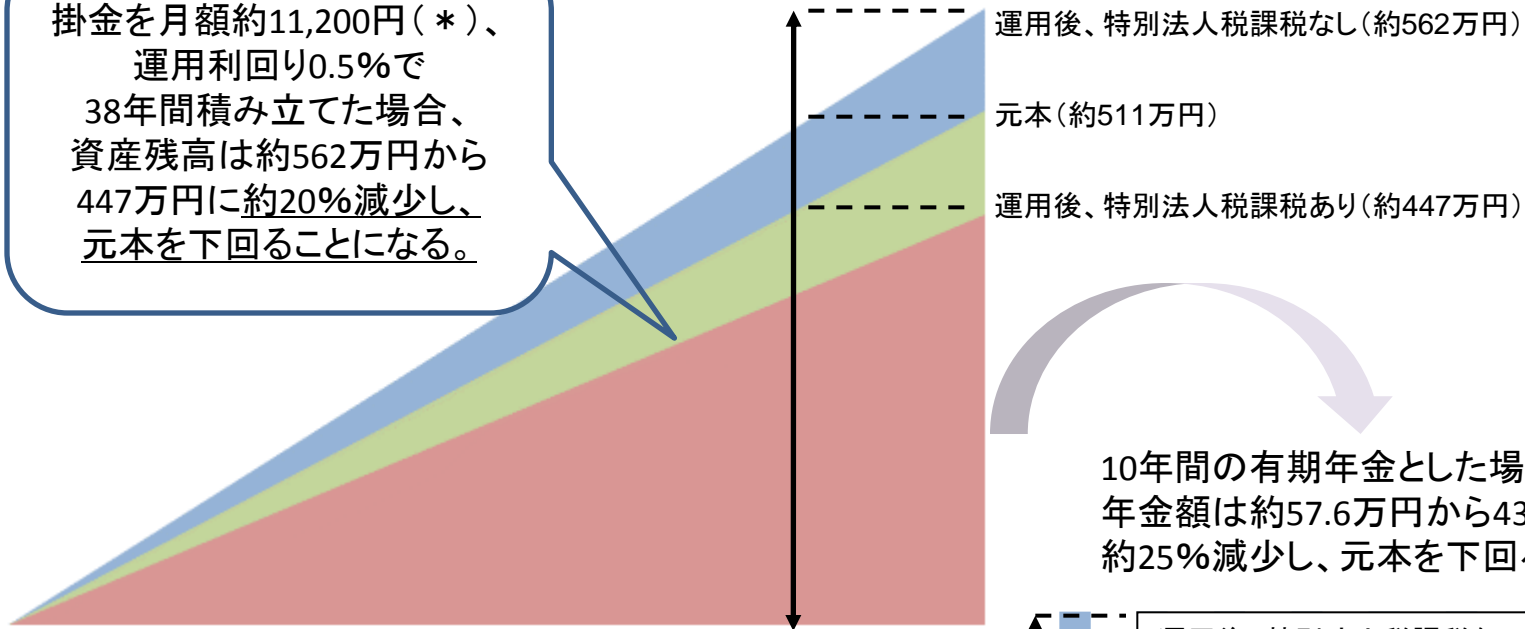
加入者等の権利を尊重しつつも運用商品の除外を可能とすることは制度運営上の重要な課題となっている（企業年金連合会「企業型確定拠出年金制度運営ハンドブック」でも示したとおり、適切な運用商品群を提示することは事業主の役割のひとつであると考えられる）。例えば、労働組合等の加入者代表との合意と十分な周知をもって運用商品の除外を可能とすることが考えられ、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」（平成19年4月）には当該改正案が盛り込まれていたところである。

今春の「年金確保支援法案」には改正が盛り込まれていなかったが、運用商品の除外要件緩和が必要である。

また、除外要件緩和が短期的に困難である場合には、新規の買い付けのみを凍結するよ
うな取扱い（既保有者の強制的な売却は行わせない）を認めることもあわせて検討が必要
である。現行では運用商品の非推奨に当たる懸念があり、事業主および運営管理機関が取り組みをためらう状況にあり、加入者が利益を逸している懸念がある。

確定拠出年金に対する特別法人税の影響

掛金を月額約11,200円(*)、
運用利回り0.5%で
38年間積み立てた場合、
資産残高は約562万円から
447万円に約20%減少し、
元本を下回ることになる。



(*)厚生労働省企業年金研究会第11回資料の平均掛金額

10年間の有期年金とした場合、受け取る
年金額は約57.6万円から43.2万円に
約25%減少し、元本を下回ることになる。

